

入学者の質と多様性の確保について

－第1ワーキンググループにおける検討結果報告

1. 競争性の確保

- (1) 今後、法科大学院の入学者の競争性の確保の検討に当たっては、法科大学院への入学志願者が今後飛躍的に増加することを前提とすることは適当ではない。
 - (2) 各法科大学院は、それぞれ魅力あるものとなるよう切磋琢磨し、自らの活動に関する情報を社会に対して積極的に発信し、志願者の確保に努めていく必要がある。
 - (3) 特に一定程度の志願者数の確保が困難である法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、入学定員の見直しなど、競争的な環境を整える必要がある。
- ・志願者数は、平成16年度の72,800人を除き、平成17年度～19年度においては4万人台で推移したが、毎年、減少傾向にあり、平成20年度は4万人台を割っている。平成19年度から20年度にかけては5,652人減となっている。
 - ・平均志願倍率は、平成16年度の13倍を除き、平成17年度～20年度においては7倍前後で推移しており、3倍を割っている大学が13校に達している。
 - ・現在、74校の法科大学院（国立23校・公立2校・私立49校）が設置され、入学定員の総計は5,795人であるが、定員過欠員の状況は、平成16年度（177名超過）を除き、定員割れの状態が続き、平成20年度では388名（46大学）の欠員を出している。
 - ・このうち、2年連続で定員割れを起こしている法科大学院は28校あり、そのうち入学定員の8割を満たしていない法科大学院が10校ある。
 - ・こうした中で、平成20年度より、複数の法科大学院で入学定員の見直しがはじめられている。

2. 適性試験の改善

- (1) 適性試験は、多様な経歴を有する志願者の能力判定の共通の尺度として、法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を試すものを目指し、すべての法科大学院において十分活用されるよう、法科大学院の成績などとの関係にも配慮しながら、適切な改善が図られる必要がある。
- (2) 志願者数が減少する中、定員を充足するために適性試験の点数が著しく

低い者を入学させることにならないよう、適性試験の低得点者の法科大学院入学後の成績などの検証を行いながら、統一的な入学最低基準を設定することを検討すべきである。

- (3) 適性試験の公正かつ安定的な実施を図るため、試験のユーザーである法科大学院関係者が主体的に参画した上で、適性試験の統一化を図るとともに、表現力の評価のあり方も含めて、出題内容の改善の検討が必要である。
- (4) 既修者コースの入学者の質の確保のため、既修者認定試験の内容・方法等について、今後とも検討を継続していく必要がある。

- ・ 入学者選抜において、適性試験に5割近い配点を与えていた法科大学院が多いが、年々、入学者選抜における適性試験の配点の割合を下げ、小論文等の他の選抜方法の比重を上げてきている法科大学院が見られる。
- ・ 一方で、適性試験においては、法曹として必要な推論力、分析的判断力、論理的判断力、読解力、表現力などを測る試験が行われているが、現在の適性試験の内容については、必ずしもこれらの能力を十分に評価するものとはなっていないとの指摘がされている。
- ・ 現状においては、個別の法科大学院についてみれば、入学後の学習の成果に基づく法科大学院入学後の成績と適性試験の成績との連関性はそれほど大きくは見られず、特に、志願者が多いため、適性試験の高得点者のみが入学した法科大学院制度創設時や適性試験の同程度の点数の者が入学している法科大学院においては、相関関係を分析することが困難である。
- ・ 一方で、多くの法科大学院においては、適性試験の点数の高い学生を入学させているが、一部には、著しく低い点数の者を合格させているなど、適性試験が十分機能しているとは言い難い事例も見られる。
- ・ 現状においては、独立行政法人大学入試センター及び財団法人日弁連法務研究財団の2つの適性試験実施機関が、それぞれの方針に基づき、入学志願者の能力を測り、一定の機能を果たしている。
- ・ しかしながら、2つの適性試験実施機関が存在することにより、両試験の結果を正確に比較することは困難であり、また、現状では最低水準ラインの設定を行うことも困難となっている。
- ・ また、志願者数が減少し、1機関当たりの運営に必要な受験者数を確保することが困難となってきており、長期的・安定的な体制の構築について懸念が生じている。
- ・ さらに、既修者認定試験の内容・方法についても、
 - ① 法科大学院ごとに既修者の認定の水準・方法が異なり、ばらつきがあるので、厳格に実施すべきである、
 - ② 既修者の認定を厳格にしそうすると、既修者の入学の枠を抑制し、法学部出

- 身者が未修者コースの入学者の大部分を占めるおそれがある、
- ③ 各法科大学院が個別に実施する既修者認定試験の中には、入学後の成績や司法試験の成績に一定の連関性が見られるものもあり、よくチェック機能が働いているなどの指摘がある。

3. 多様な人材の確保

- (1) 法科大学院制度創設前に存在していた社会人入学希望者は、かなりの部分が法科大学院1期生等として、すでに入学したと考えられ、今後、社会人の入学志願者数の飛躍的な増加は期待できない。
- (2) 法学部以外の出身者についても、現在、25%程度で安定しており、今後、他学部出身者の飛躍的増加は見込めない。
- (3) 一方、適性試験の実施時期の検討とともに、秋に実施されている入試時期の弾力的な運用など、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮が必要である。
- (4) また、働き続けながら法科大学院に通学する社会人学生に配慮して、夜間コースの設定や時間をかけてゆっくり履修していく長期履修コースの運用により、働きながら学習できる環境を整える必要がある。
- (5) その際、各法科大学院が、昼のコースに加え、独自に夜間コースを設置することは、各法科大学院の負担が重く、困難であるため、複数の法科大学院が共同して夜間コースを設置することも考えられる。
- (6) 現在、夜間コースは関東地域に多く設置されているが、将来的には、既存の法科大学院の改編等により、関西地域や他の地域にも整備されいくことが望まれる。
- (7) 一方で、働きながら法科大学院で学ぶことを希望する者については、高度な法律的知識・思考力を身に付けることにより、一層質の高い業務が行えるようになるという利点を踏まえ、雇用者側の理解と積極的な協力が望まれる。
- ・社会人入学者の割合は、平成16年度は全入学者の48.4%と高い割合であったが、平成17年度～20年度にかけては30%台で漸減傾向。
- ・他学部出身者の割合は、平成16年度は全入学者の34.4%を占めていたが、平成17年度に30%台を割り、その後は20%台後半で漸減傾向である。
- ・特別選抜での入学者の全入学者に占める割合は、平成16年度～20年度にかけて、3%～4%で推移している。

法科大学院修了者の質の保証について —第2ワーキンググループにおける検討結果報告

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価の方法について

法科大学院教育の改善を図るため、法科大学院生が法科大学院修了時までに共通に到達すべき目標を設定し、法科大学院修了者の一定の質の確保を図る。

(1) 共通的な到達目標設定の目的

- ①将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力の明確化
- ②偏りのない学修の確保
- ③法科大学院における教育内容・方法の改善の促進

(2) 共通的な到達目標設定の際に特に留意すべき事項

- ①法科大学院教育の多様性と裁量の確保
- ②共通的な到達目標を超える教育（その水準や対象領域）についての各法科大学院による創意工夫の尊重
- ③授業内容・授業方法への過剰な干渉の排除
- ④知識偏重（暗記型学習助長）の回避

(3) 共通的な到達目標の性格

- ①デファクト・スタンダードとなることを期待
- ②到達目標となるのは、法科大学院で行われる授業そのものの内容ではなく、授業で取り上げるかどうかにかかわらず、法科大学院生が修了時までに必ず修得しておくべき項目
- ③共通的な到達目標の学修のみで足りるとする趣旨でないことの確認

(4) 共通的な到達目標の内容

- ①到達目標設定の対象となる領域
 - 当面は、法科大学院の教育において共通に期待される主要な部分を明確にするという観点から、法律基本科目及び法律実務基礎科目を対象。
- ②到達目標で示される質・能力
 - ・ 必要な基礎的な理解
 - ・ 体系的な法的思考能力
 - ・ 創造的・批判的思考能力

- ・ 事例分析能力
- ・ 論理的表現能力

③到達目標の示す内容の例

- ・ 法制度、法理や条文の趣旨を理解しているか
- ・ 条文の要件・効果を理解しているか
- ・ 条文等の解釈・適用に関する重要な問題点を理解しているか
- ・ 条文等の解釈・適用に関わる主要な判例・学説の考え方や対立点を理解しているか
- ・ 複数の制度や複数の法分野の基本的な連関を理解しているか

(5) 共通的な到達目標の水準

- ・ 法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定める。
- ・ 共通的な到達目標の学修のみで足りるとする趣旨でなく、各法科大学院それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することは、各法科大学院に委ねられる。

(6) 共通的な到達目標の抽象度

法科大学院生や各法科大学院において共通理解が図りやすいよう、可能な範囲で、具体的な項目を定めて明確化。

(7) 共通的な到達目標達成の評価方法

到達目標の達成度の評価については、①各法科大学院における単位認定・修了認定における評価、②認証評価機関による評価においてどのように活用することができるか等について、今後引き続き検討する。

また、学生の到達度を厳格に評価するシステムのあり方についても今後検討を進める。

- ・ 司法試験委員会の考查委員ヒアリングや司法研修所の教官の所感などから、法科大学院を修了して司法試験を受験している者や司法修習を受けている者のうちに、基礎的な理解や思考能力が十分身についていないと思われる者が一部に見られる、との指摘がなされている。
- ・ 法科大学院が担うべき法律実務基礎教育の内容について、明確な共通の理解が必ずしもなく、法科大学院によって法律実務基礎科目の内容にバラツキがあるとの指摘もなされている。

2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底

- (1) 偏りのない履修・学修の確保のため、各科目群のバランスの配慮と適切な科目区分整理を行いながら、法曹として求められる法律基本科目的基礎的な学修を確保することが必要である。
 - (2) 法律実務基礎科目の内容をさらに広げるか、また配当年次をどうするか等について、検討すべきである。
 - (3) 法学未修者の教育を充実するため、1年次で学ぶべき内容、学ぶことができる内容の明確化を図るとともに、1年次における法律基本科目の学習時間のコマ数や単位数の上限につき弾力的な取り扱いを認めるべきかどうかについて検討が必要である。
 - (4) 厳格な成績評価を徹底し、その一方策として、一部の成績区分に偏りが生じることのないよう、適切な成績分布が必要であり、また、GPA制度の有効活用が期待される。
 - (5) 再試験を実施する場合は、それが救済的なものにならないよう、適切に運用される必要がある。
 - (6) 特に法学未修者の1年次から2年次への進級については、法律基本科目的基礎的学力が備わっているかどうかを厳格・適切に判定する必要がある。
 - (7) 成績評価や進級判定を厳格に実施しているかどうかについては、認証評価においても、特に重点的に配慮される必要がある。
-
- ・ 法学未修者1年次における、法律基本科目を中心とする教育においては、現在の授業時間や（45時間（15時間の授業と30時間の予習・復習））単位数（現在は、1年間の履修登録上限が36単位）では、基礎的な学力を着実に身につけさせるには十分でないとの指摘もなされている。
 - ・ 平成19年度の法科大学院生の平均的な修了率は約8割となっており、未修者については約7割5分となっている。
 - ・ 認証評価の結果において、再試験のあり方について改善の必要性が指摘されている法科大学院も見られる。

教育体制の充実について

—法科大学院特別委員会の審議を踏まえた論点整理

1. 質の高い教員の確保（ダブルカウントの見直し）

- (1) 法律基本科目をはじめとして主要な科目には、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置すべきである。
- (2) 十分な教育体制を構築するためにも、平成25年度まで認められている学部等との教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととともに、各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。
- (3) 認証機関による評価においては、教員審査に重点を置き、教員の教育実績や教育能力に関する評価を厳格に行うことが期待される。

- ・多くの法科大学院において、法律基本科目（特に民事訴訟法、刑事訴訟法、民法、行政法など）や展開・先端科目（特に司法試験の選択科目である知的財産法、環境法、経済法など）の専任教員の確保が困難となりつつある。
- ・多くの法科大学院においては、専任教員数のダブルカウントが行われており、将来的な解消にあたっては、学部や博士課程との連携や法科大学院の教育体制の維持について、関係者の間で懸念が生じている。
- ・教員の年齢構成に偏りがある法科大学院が見られ、認証評価においても改善が指摘されている。

2. 入学定員の見直しと共同設置（統合）の促進

- (1) 法科大学院の設置については、司法制度改革審議会意見書を踏まえ、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを見可することとし、広く参入を認める仕組みとなっている。
- (2) このため、法科大学院教育の質の一層の向上のため、例えば、以下のような状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に入学定員の見直しを個別に検討する必要がある。
 - ① 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難
 - ② 志願者が減少し競争率が低いため質の高い入学者を確保することが困難
- (3) 特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院において、今後、単独では、質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い先端・展開科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合には、他の法科大学院との間で教員組織の統合も含めた共同設置や

緊密な連携を図ることを積極的に検討する必要がある。

- (4) このような各法科大学院における共同設置（統合）が促進されるよう、教育体制の整備のための必要な支援が望まれる。
 - (5) これらの取り組みによって法科大学院全体の入学定員が縮小され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながることが期待される。
-
- ・志願倍率が、3倍を割っている大学が13校に達しており、一部の法科大学院においては、適性試験の成績が満点の半分にも達しない学生を入学させているケースも見られる。
 - ・法科大学院の約8割近くが、法律基本科目の専任教員の確保が困難であると考えている。
 - ・入学定員が50人以下の比較的小規模な法科大学院は36校で、全体の約半数近くとなっている。
 - ・文部科学省において制度改正が行われ、平成22年度より、国公私立の大学間で法科大学院を共同で設置することが可能となる。

3. 教員養成体制の構築

- (1) ダブルカウントの暫定措置終了後も、法科大学院の教員が後期博士課程における研究指導に携わることにより、教員を育成していくことができるような配慮について検討が必要である。
 - (2) 中核的な法科大学院を軸とした、複数の法科大学院による連携型の教員養成システムを構築することも考えられる。
 - (3) 法科大学院のカリキュラムにおいても、法科大学院の教員を志す学生のために、外国法や研究論文の作成などの選択的な学習ができるような科目配置を行うよう配慮することも考えられる。
 - (4) 法科大学院修了者がさらに後期博士課程に進学することは、経済的な負担が大きいため、授業料免除や奨学金の充実など経済的支援の充実をも図るべきである。
-
- ・法科大学院修了者のほとんどは法曹の道に進むため、特に博士後期課程への進学を希望する者が減少してきており、将来的な法科大学院教員の養成に懸念が生じている。
 - ・教員を目指そうとする法科大学院修了者等については、経済的な負担が大きいが、奨学金など経済的な支援が十分でない。

- ・ 法科大学院のカリキュラムにおいては、研究論文の作成や外国法といった研究者養成に必要な基礎的な教育が十分なされる体制になつてゐないと指摘がある。

4. 教員の教育能力の向上

- (1) 教員の教育能力の向上を図るため、各法科大学院における FD（ファカルティ・ディベロップメント）を充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不斷の改善につなげていく体制を構築する必要がある。
 - (2) 教員の教育能力についても厳格な評価を行い、その結果が改善に反映されるような仕組みを検討する必要がある。
-
- ・ ほぼすべての法科大学院において FD のための組織が設置され、主に学生による授業評価や教員相互の授業参観などが実施されているが、これらの取組みの成果についての検証や教育内容・方法の改善への結びつけは、十分行われているとはいえない。
 - ・ 特に、学生による授業評価については、すべての法科大学院で実施され、その結果は授業を担当する教員にフィードバックされているが、学生はじめ学内外に公表されている例は限られており、十分活用されているとは言いがたい状況にある。

5. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価

- (1) 現在、1回目の認証評価が行われている途上であり、平成 20 年度にはピークを迎える、44 校が受審することとなっており、これらの状況を踏まえながら、本委員会においても検討を継続していく必要がある。
 - (2) 2回目の認証評価においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、入学者の適性試験の状況、共通的な到達目標の達成状況、厳格な成績評価・修了認定の状況、教員の業績・能力などについて、重点的に評価を行っていくことが期待される。
 - (3) 認証評価における不適格認定の内容・方法については、各認証評価機関の間でバラツキが見られるので、各認証評価機関それぞれの特色・独自性を損なわないよう配慮しながら、調整を図っていくことが望まれる。
-
- ・ 認証評価は、平成 19 年度までにすでに 26 校について実施され、5 校が不適格の認定を受けた。平成 20 年度には、44 校が受審することになっている。
 - ・ 現行の認証評価については、3つの認証評価機関の間で評価の方法・内容にはばらつきがあり、形式的な評価に止まっている、などの問題点が一部で指摘されている。

6. 積極的な情報公開の促進

今後、実態調査などを実施しながら、各法科大学院による情報公開の現状を把握し、より一層積極的な情報提供の推進のための具体的方策について検討を継続していく。

- ・現在、各法科大学院においては、入学者選抜の状況、教育内容・方法や修了生の進路などについて、社会に対して一定の情報提供がなされているが、なお十分ではないとの指摘もなされている。

7. フォローアップ体制の構築

- (1) 今後、各法科大学院において改善が適切に進められているかについて、本委員会の中にフォローアップを行う組織を設置し、継続的に実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して求めていく仕組みを構築する必要がある。
- (2) 各法科大学院における改善の進捗状況を踏まえながら、必要に応じて、学校教育法に基づく措置等の適切な対応が取られることが望まれる。